

審査基準

基準の名称	資源管理規程の認可・変更の認可（漁協）基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
水産業協同組合法	011の3-1	資源管理規定の認可・変更の認可（漁協）
基準の内容		
「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」（平成25年5月29日付け25水漁第341号水産庁長官通知）のとおり。		
Ⅲ-2-1-2 資源管理規程の認可		
(1) 申請書類		
法第11条の3第1項の規定に基づく資源管理規程の設定又は変更の認可申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。		
① 資源管理規程		
② 資源管理規程の設定又は変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本		
③ 関係組合員の同意を得たことを証する書面		
④ 資源管理規程が、資源管理協定又は漁業権行使規則等が存する場合にあっては、当該資源管理協定又は漁業権行使規則等に従った内容のものであることを証する書面		
⑤ 資源管理規程の変更の場合にあっては、資源管理規程に記載された資源管理規程を変更し、又は廃止する場合の手続に従って行われたことを証する書面		
⑥ その他行政庁が必要と認める事項を記載した書面（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）		
(2) 審査要領		
資源管理規程の設定又は変更の認可を行う場合は、次の要件がすべて満たされているか慎重に審査するものとする。		
① 法第11条の3第2項に規定する事項が資源管理規程に記載されていること。		
② 設定組合は、水産資源の管理及び水産動植物の増殖の事業を行う組合に限られていること。		
③ 組合員以外の漁業者等を一定の水面から排除するなど、不当に差別的でないこと。		
④ 資源管理規程の内容が、漁業法、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）、独占禁止法、都道府県漁業調整規則等、法律、政令、省令、条例又は規則を問わず、関係する法令に違反するものでないこと。		
⑤ 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第13条第1項に規定する資源管理協定又は漁業法第105条に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則が存する場合にあっては、これらに従った内容のものとなっていること。		
⑥ 資源管理規程の対象となる漁業を営む組合員の3分の2以上の書面による同意を得ていること。		